

東京電力(株) 福島第一原子力発電所

不適合管理委員会報告情報  
平成18年2月15日分

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	・安全上重要な機器等の軽度な故障(技術基準に適合する場合) ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	・日常小修理 など

平成18年2月15日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：

No.	号機等	不適合件名	備考
1	1号機	原子炉補機冷却水系熱交換器(A)の海水ドレン弁(計3台)において、シートリングが認められたため、当該弁を点検・修理	
2	1号機	所内ボイラ重油サービスタンクのレベルスイッチ(LS-12-6)において、カバー固定用ビス(1本)に外れが認められたため、ビスを取付	
3	1号機	所内ボイラNO. 2のドラム水位調整弁において、リンク機構の錘固定用割ピンに外れが認められたため、割ピンを取付	
4	3号機	原子炉建屋天井クレーンの検査時、天井クレーン最高部と現場監視用カメラとの離隔距離に管理値外れの発生する可能性がある旨指導を受けたため、対応検討	
5	3号機	所内用空気系空気圧縮機の第2段出口圧力計(PI-55-42)において、指示不良(指針固着)が認められたため、当該圧力計を点検・校正	
6	4号機	スチームドレン処理建屋における放出ライン隔離弁(V-82-66)の点検時、シート面の腐食及び当り不良が認められたため、シート面を修理	
7	4号機	スチームドレン処理建屋におけるサンプルタンク(A)の点検時、タンク内面塗装膜に膨れが認められたため、当該部を補修塗装	
8	5号機	タービン建屋/パトロールチェックシートの整理・確認時、当該シートの一部(10枚中1枚)を紛失したことが認められたため、対応検討	
9	5号機	消火系電動機駆動消火ポンプにおいて、カップリング側及び反カップリング側のグランド受け排水配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	

その他:

No.	号機等	不適合件名	備考
10	6号機	高圧炉心スプレイポンプ用電動機の点検時、上部軸受用気抜き管に損傷が認められたため、当該気抜き管を修理	
11	6号機	高圧炉心スプレイポンプ用電動機の点検時、上部軸受熱電対用キャピラリーチューブに損傷が認められたため、当該チューブを修理	
12	6号機	低圧タービン(C)ノズルダイヤフラム下半の浸透探傷検査時、ノズル板に線状指示模様が認められたため、当該部を修理	
13	6号機	復水前置ろ過器(A・B)出口流量積算計の点検時、当該計器固定用取付金具に破損が認められたため、当該取付金具を交換	
14	6号機	原子炉給水ポンプ駆動用タービン(A)ノズルダイヤフラム(上・下半)の目視検査時、蒸気入口側外輪とノズル板背側の溶接部に浸食が認められたため、当該部を修理	
15	6号機	低圧タービン(A・B・C)ノズルダイヤフラム上下半の浸透探傷検査時、ノズル板に線状指示模様が認められたため、当該部を修理	
16	6号機	高圧タービンノズルダイヤフラムの磁粉探傷検査時、水平締付ボルト(1本)に線状指示模様が認められたため、当該ボルトを交換	
17	6号機	復水脱塩装置通薬再生用苛性ソーダポンプ(A)入口弁の点検時、弁箱フランジ部より薬液のにじみが認められたため、当該フランジ部を修理	

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話:0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで